

2019年5月7日

株 主 各 位

東京都港区南青山二丁目27番25号
ヒューリック南青山ビル3階
株式会社 P R T I M E S
代表取締役社長 山 口 拓 己

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年5月21日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年5月22日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷4丁目4番25号
アイビーホール青学会館 グローリー館 2階 「ミルトス」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第14期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://prtimes.co.jp/>）に掲載させていただきます。

当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（同上）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ・連結計算書類の連結注記表
- ・計算書類の個別注記表

(添付書類)

事業報告

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、米中の貿易摩擦や欧州経済の不安が懸念され、先行き不透明な状況にありましたが、良好な雇用環境及び企業収益を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

広告業界においては、2018年日本の総広告費（「2018年日本の広告費」2019年2月 株式会社電通発表）が7年連続でプラス成長を記録いたしました。媒体別では、インターネット広告費が前年比116.5%と2年連続の2桁成長となり、引き続き広告業界を牽引しております。

当社におきましては、2018年8月29日付で株式会社東京証券取引所市場第一部へ市場変更いたしましたほか、福岡市との連携協定及び株式会社福岡銀行・株式会社中国銀行・城南信用金庫との業務提携を実施いたしました。また、引き続き複数のメディアとも提携し、地方や地域を含む幅広い情報流通を推進してまいりました。

このような環境のもと、当社が運営するニュースリリース配信サイト「PR TIMES」の利用企業社数は、2019年2月に28,000社を突破し、国内上場企業のうち約35%の企業に利用していただきました。

これらの結果、当連結会計年度の連結売上高は2,286,101千円（前連結会計年度比33.1%増）、営業利益は518,413千円（前連結会計年度比38.0%増）、経常利益は494,091千円（前連結会計年度比33.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は313,971千円（前連結会計年度比30.1%増）となりました。

なお、当社グループはニュースリリース配信事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループが実施いたしました設備投資の金額は159,212千円であります。主として、新サービスの自社開発、既存サ

ービスのリニューアル、事務機器及び通信機器の新設であります。これらの結果、当連結会計年度末の固定資産残高は453,747千円となりました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、第2回新株予約権の行使により3,276千円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

1. 当社は、2018年3月30日開催の取締役会において、株式会社THE BRIDGE（所在地：東京都）が運営するITスタートアップニュースメディア「THE BRIDGE」事業を譲り受けることに関し、同社と事業譲渡契約を締結することを決議し、2018年3月31日付で事業譲渡契約締結及び事業譲受けいたしました。

企業結合の概要

(a) 相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称 株式会社THE BRIDGE

取得した事業の内容 株式会社THE BRIDGEが運営するITスタートアップニュースメディア「THE BRIDGE」事業

(b) 企業結合を行った主な理由

当社がこれまで築いてきたスタートアップ向け施策において、リリース掲載及び記事執筆で重要な役割を務めている「THE BRIDGE」は、大きな影響力を有するニュースメディア及びコミュニティーであり、企業の利用促進やスタートアップ情報に興味を持つメディアや生活者から当社が注目されることに貢献しています。スタートアップ界隈の人脈、記者経験、コミュニティーイベント開催の知見は当社事業に貢献すると考えました。

(c) 企業結合日 2018年3月31日

(d) 企業結合の法的形式 事業譲受

2. 当社は、2018年9月18日開催の取締役会において、株式会社U-NOTE（現グラム株式会社、所在地：東京都）が運営する若手ビジネスパーソン向け

メディア「U-NOTE」事業を譲り受けることに関し、同社と事業譲渡契約を締結することを決議し、2018年9月30日付で事業譲渡契約締結及び事業譲受いたしました。

(1) 企業結合の概要

(a) 相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称 株式会社U-NOTE（現 グラム株式会社）

取得した事業の内容 株式会社U-NOTEが運営する若手ビジネスパーソン向けメディア「U-NOTE」事業

(b) 企業結合を行った主な理由

当社は、大企業からスタートアップ、地方企業に至るまで幅広い情報発信から、次の行動者が立ち上がるエネルギーの循環を生み出してまいりましたが、若手ビジネスパーソンをターゲットとした「U-NOTE」を通じて企業のニュースを楽しんでもらえる環境をより強めたいと考えました。

「U-NOTE」は、ビジネスパーソンにとってノウハウ化されたストック情報を中心に扱っていましたが、今回の事業譲受によって、企業の最新ニュースなどのフロー情報をカバーできるようになり、より有益な情報を提供できるようになるため、その成長により当社事業に貢献すると考えました。

(c) 企業結合日 2018年9月30日

(d) 企業結合の法的形式 事業譲受

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2018年12月20日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社PRリサーチと吸収合併を実施し、同社が営んでおりましたWebクリッピング事業に関するすべての権利義務を承継いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第11期 自2015年3月1日 至2016年2月29日	第12期 自2016年3月1日 至2017年2月28日	第13期 自2017年3月1日 至2018年2月28日	第14期 (当連結会計年度) 自2018年3月1日 至2019年2月28日
売 上 高(千円)	1,080,044	1,355,036	1,717,114	2,286,101
経 常 利 益(千円)	176,113	237,720	370,955	494,091
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	114,404	154,179	241,309	313,971
1株当たり当期純利益(円)	22.26	24.95	36.99	47.01
総 資 産(千円)	741,559	1,564,607	1,943,765	2,254,986
純 資 産(千円)	437,773	1,315,820	1,568,130	1,884,974
1株当たり純資産額(円)	85.17	201.81	234.87	280.80

(注) 当社は2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割をいたしました。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第11期 自2015年3月1日 至2016年2月29日	第12期 自2016年3月1日 至2017年2月28日	第13期 自2017年3月1日 至2018年2月28日	第14期 (当事業年度) 自2018年3月1日 至2019年2月28日
売 上 高(千円)	1,061,107	1,340,653	1,697,840	2,255,750
経 常 利 益(千円)	136,415	195,334	326,339	427,723
当 期 純 利 益(千円)	88,273	125,701	157,262	316,346
1株当たり当期純利益(円)	17.17	20.34	24.11	47.37
総 資 産(千円)	697,943	1,486,499	1,783,623	2,108,401
純 資 産(千円)	402,731	1,252,300	1,420,563	1,739,782
1株当たり純資産額(円)	78.35	192.07	212.76	259.17

(注) 当社は、2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割をいたしました。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する議決権比率	当 社 と の 関 係
株式会社ベクトル	2,580,425千円	56.6%	ニュースリリース配信サービスの提供

② 親会社等との間の取引に関する事項

株式会社ベクトルとの取引につきましては、定期的に契約の見直しを行っております。また、株式会社ベクトルに限らず関連当事者取引等については、経営戦略上または営業戦略上必要な場合を除き、原則行わないという基本方針であります。関連当事者取引等の実施につきましては、少数株主の保護の観点から、当該取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、当該取引が合理的判断に照らして有効であるか、また、取引条件等は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、かつ、監査役会で審議を行い、取締役会の決議により行う方針であります。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社マッシュメディア	10,000千円	100%	Webメディアの運営

(注) 当社は、2018年12月20付で、株式会社PRリサーチを吸収合併いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主要な課題は、以下の項目と認識しております。

① 優秀な人材確保

当社グループの競争力の源泉は技術力と広範な媒体ネットワーク及び多様なサービスラインにあり、これらを維持・向上していくためには優秀な人材の確保と育成が必須であります。したがって、当社グループが継続的に成長していくためには、このような知識と経験を豊富にもった人材の獲得が必要不可欠であります。

② 収益基盤の拡充

当社グループは、より優れた技術力及びサービスラインの更なる強化が課題の一つであると考えております。当社グループは、市場動向を見据えた迅速な対応と引き続き世の中の一步先を行く、新たなサービスを開発・導入していくことが必要であると考えております。

③ コーポレートガバナンス体制及び内部管理体制

当社グループが継続的な成長を続けるためには、コーポレートガバナンスの更なる強化と内部管理体制の強化が重要であると認識しております。コーポレートガバナンスに関しては、経営の効率性、健全性を確保すべく、監査役会の設置や内部監査及び内部統制システムの整備によりその強化を図っているところです。

また、内部管理体制については管理部門の増員を実施しておりますが、一層の体制強化が必要であると認識しております。

(5) 主要な事業内容 (2019年2月28日現在)

事業区分	事業内容
ニュースリリース配信事業	当社サービス (PR TIMES) の運営その他関連事業

(6) 主要な事業所 (2019年2月28日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都港区南青山二丁目27番25号 ヒューリック南青山ビル3階

② 子会社

会社名	所在地
株式会社マッシュメディア	東京都港区南青山二丁目27番25号 ヒューリック南青山ビル3階

(注) 当社は、2018年12月20付で、株式会社PRリサーチを吸収合併いたしました。

(7) 使用人の状況 (2019年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ニュースリリース配信事業	51 (40) 名	2名減 (7名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイト及び派遣社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
46 (36) 名	1名減 (9名増)	34.9歳	2.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイト及び派遣社員は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年2月28日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 10,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,712,400株
- ③ 株主数 2,000名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ベクトル	3,800,000株	56.6%
GCM Venture Capital Partners I Inc.	480,000	7.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	469,900	7.0
山口拓己	353,000	5.3
野村信託銀行株式会社 (投信口)	227,700	3.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	162,400	2.4
山田健介	83,000	1.2
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	67,000	1.0
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	29,400	0.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	24,300	0.4

(注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (229株) を控除して計算しております。
2. 発行済株式の総数は、第2回新株予約権の行使により36,400株増加しております。
3. 2018年3月1日付の株式分割 (普通株式1株につき2株) により、発行済株式の総数は3,338,000株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

第3回新株予約権

	新 株 予 約 権 の 内 容
発 行 決 議 日	2017年3月16日
新 株 予 約 権 の 数	360個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 36,000株
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権1個あたり 231,200円 (1株あたり 2,312円)
権 利 行 使 期 間	2021年6月1日から 2027年3月31日まで
行 使 の 条 件	(注)
取 締 役 の 保 有 状 況 (社 外 取 締 役 を 除 く)	新株予約権の数 360個 目的となる株式数 36,000株 保有者数 1名

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件

- (1) 新株予約権者は、2020年2月期乃至2021年2月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、割り当てられた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、新株予約権の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - (a) 700百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち70%
 - (b) 800百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち80%
 - (c) 900百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち90%
 - (d) 1,000百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち100%
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うこ

とはできない。

(5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

2. 2018年3月1日付で行った普通株式 1 株につき 2 株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

第4回新株予約権

	新 株 予 約 権 の 内 容
発 行 決 議 日	2017年3月16日
新 株 予 約 権 の 数	1,440個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 144,000株
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権 1 個あたり 231,200円 (1 株あたり 2,312円)
権 利 行 使 期 間	2021年6月1日から 2027年3月31日まで
行 使 の 条 件	(注)
新 株 予 約 権 の 割 当 対 象 者 及 び 割 当 個 数	受託者 税理士法人トラスト 1,440個

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件

(1) 受託者より本新株予約権の交付を受けた者（以下「受益者」という。）は、2020年2月期乃至2021年2月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、受益者が交付を受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 700百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち70%

(b) 800百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち80%

(c) 900百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち90%

(d) 1,000百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち100%

(2) 本新株予約権の行使時点において当社または当社関係会社に対する勤続年数が5年以上であることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

(3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 2018年3月1日付で行った普通株式1株につき2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2019年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	山 口 拓 己	株式会社マッシュメディア 代表取締役
取 締 役	三 島 映 拓	経営企画本部長
取 締 役	長 谷 川 創	株式会社ベクトル 取締役
取 締 役	鎌 田 和 彦	株式会社オープンハウス 取締役副社長 株式会社オープンハウス・アー キテクト 取締役
取 締 役	和 田 千 弘	株式会社すかいらくホールデ ィングス 取締役
常 勤 監 査 役	向 川 壽 人	向川公認会計士事務所 所長 株式会社アドバンスト・メディ ア 社外監査役 株式会社スリー・ディー・マト リックス 社外監査役
監 査 役	田 中 紀 行	弁護士法人港国際法律事務所東 京事務所 所長 株式会社NewsTV 社外監査役 GFA株式会社 社外監査役 GFA Capital株式会社 社外監 査役
監 査 役	羽 入 敏 祐	ひので監査法人 パートナー 日之出コンサルティング株式会 社 代表取締役 RPAテクノロジーズ株式会社 社外取締役 RPAホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社セグメント 社外取締 役 オープンアソシエイツ株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役鎌田和彦氏及び和田千弘氏は、社外取締役であります。
2. 監査役向川壽人氏及び田中紀行氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役向川壽人氏及び監査役羽入敏祐氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役田中紀行氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当社は、取締役鎌田和彦氏、取締役和田千弘氏、監査役向川壽人氏及び監査役田中紀行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2019年2月28日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	山 田 健 介	コミュニケーション プランニング本部長
執 行 役 員	寺 澤 美 砂	管 理 本 部 長

②事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当 及び重要な兼職
田 中 善 一 郎	2018年11月14日	逝 去	社外取締役 ログリー株式会社 社外取締役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

④ 取締役及び監査役の報酬等

1. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	55,222千円 (8,100千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	10,050千円 (7,650千円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (5名)	65,272千円 (15,750千円)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2013年12月26日開催の臨時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、2014年7月16日開催の臨時株主総会において年額2,000万円以内と決議いただいております。
4. 無報酬の取締役1名については、上記に含めておりません。

2. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

3. 社外役員が当社の親会社等またはその子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役鎌田和彦氏は、株式会社オープンハウスの取締役副社長であります。また、株式会社オープンハウス・アーキテクトの取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 取締役和田千弘氏は、株式会社すかいらーくホールディングスの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ③ 監査役向川壽人氏は、向川公認会計士事務所の所長であります。また、株式会社アドバンスト・メディア、株式会社スリー・ディー・マトリックスの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ④ 監査役田中紀行氏は、弁護士法人港国際法律事務所東京事務所の所長であります。また、株式会社NewsTV、GFA株式会社、GFA Capital株式会社の社外監査役であります。株式会社NewsTVは当社の兄弟会社ですが、当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
取締役 田 中 善 一 郎	2018年11月14日に退任するまでに開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。他の会社において取締役として豊富な経営経験と幅広い見識を有しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言行っております。
取締役 鎌 田 和 彦	2018年5月23日就任以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。他の会社において取締役として豊富な経営経験と幅広い見識を有しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言行っております。
取締役 和 田 千 弘	2018年5月23日就任以降に開催された取締役会10回のうち8回に出席いたしました。他の会社において取締役として豊富な経営経験と幅広い見識を有しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言行っております。
監査役 向 川 壽 人	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。また当事業年度に開催された監査役会14回のうち14回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提案を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議や意見交換等を行っております。
監査役 田 中 紀 行	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。また当事業年度に開催された監査役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提案を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議や意見交換等を行っております。

3. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、東陽監査法人の報酬について、会計監査人の監査の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠などが適切であると判断し、これに同意いたしました。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、当社及び当社の子会社（以下、当社グループという）の役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため「コンプライアンス・ポリシー」を制定し、取締役自らがこれを順守するとともに、代表取締役がその精神を使用人に反復伝達します。
2. 当社は、コンプライアンス・リスク委員会、稟議制度、契約書類の法務審査制度、内部監査及び法律顧問による助言等の諸制度を柱とするコンプライアンス体制を構築し、取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保しております。
3. コンプライアンス・リスク委員会は、当社グループにおいて万が一不正行為が発生した場合は、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて管理本部は、再発防止策の展開等の活動を推進します。
4. 法令違反その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、通報・窓口を設け、「コンプライアンス内部通報規程」に基づき適切な運用を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 情報セキュリティについては「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティマネジメントシステムを確立します。情報セキュリティに関する具体的施策については、「情報セキュリティ委員会」で審議し、当社グループで横断的に推進します。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」、「個人情報管理基本規程」、「インサイダー取引防止に関する規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社は「コンプライアンス・ポリシー」を上位概念としながらも、「コンプライアンス・リスク委員会」及び「事故・不祥事等対応規程」を設置、制定することで、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。
2. 当社は、当社グループにおける防災計画の立案及び防災体制の整備等、防災全般に関する諸事情の構築を推進すべく、事業継続計画を制定し、災害発生時の対応体制等を確立することにより、災害による人的・物的被害を予防、軽減しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。
2. 取締役会決議により、取締役の担当職務を明確化するとともに、「組織規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役・使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図っております。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社グループの総合的かつ健全な発展を図り、業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」を制定し、子会社の事業運営に関する重要な事項については当社の承認を必要とすることとしております。
2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループは「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営を管理し、事業の適正を確保しております。また「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、当社グループが直面する様々なリスクを一元管理し、コンプライアンス・リスク委員会を設置してリスク管理体制を強化しております。

3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの経営課題に対する共通認識を持ち、グループ企業価値最大化に向けた経営を行うため、子会社に当社取締役を派遣する体制を採っております。

4. 子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「コンプライアンス・ポリシー」を通じて、子会社の順法体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行っております。

5. その他の当社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親子間取引における不適切な取引及び会計処理を防止するため、監査役会及び内部監査部門が連携して監査体制を整備し、企業集団における業務の適正を確保しております。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を監査役付として配置するものとします。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役からの独立性を強化するため、監査役を補助すべき使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査役の同意を得なければならないものとします。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は、他部門へ協力体制の確保を依頼できるものとします。また、監査役の代理出席を含む必要な会議へ参加できるものとします。その他、必要な情報収集権限を付与します。

⑨ 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

イ) 当社は、取締役会のほか、その他重要会議体への監査役の出席を求めるとともに、業績等会社の業務の状況を担当部門により監査役へ定期的に報告します。

ロ) 監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行っております。

ハ) 「コンプライアンス内部通報規程」に基づき、内部通報窓口を設置しております。

2. 子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

イ) 監査役は、子会社の稟議書や計算書類を閲覧し、必要に応じて子会社の取締役、使用人等に説明を求めることができますものとしします。

ロ) 子会社の取締役、使用人等は、会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとしします。

⑩ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス内部通報規程」において、通報者に不利益が及ばないよう配慮しております。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとしします。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役会と定期的に情報交換を行うものとし、当社グループの経営の状況に関する情報の共有化を図っております。

監査役より稟議書その他の重要文書の閲覧の要請がある場合は、当該要請に基づき、担当部門が直接対応し、その詳細につき報告を行います。

- ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。

当社の各部門及び当社子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

- ⑭ 反社会的勢力を排除する管理体制

当社は「コンプライアンス・ポリシー」において、反社会的勢力との関係を持たないこと、及び会社の利益あるいは自己保身のために、反社会的勢力を利用しないことを基本方針としております。

また、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。

具体的な対応方法としては、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、上記基本方針を明示するとともに、排除体制並びに対応方法を定めます。

今後も所轄警察署並びに関係団体と連絡を密にして情報収集に努め、反社会的勢力の事前排除ができる体制作りを進めていくとともに、社内研修等においてマニュアルで定めた内容等の周知徹底を図り、実効性をもって運用できるよう、社員教育に努めてまいりたいと思っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりです。

① 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則として月1回または必要に応じて臨時に取締役会を開催しており、当事業年度においては定時取締役会を12回、臨時取締役会を3回開催しました。定時取締役会では、月次決算及び業務に関する報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、日常の業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。

② 監査役会による監視

当社は、監査役会規程に基づき、原則として月1回または必要に応じて臨時に監査役会を開催しており、当事業年度においては監査役会を14回開催いたしました。監査役会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

③ コンプライアンス体制の運用

当社は、「コンプライアンス・ポリシー」に基づき、全ての役職員が法令順守に努めるとともに、コンプライアンス違反の早期発見及び未然防止を図るため、「コンプライアンス内部通報規程」に基づき、通報窓口を社内へ通知し、その運用を図っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しており、事業基盤の整備状況、業績や財政状態などを総合的に勘案のうえ配当を実施してまいりたいと考えております。しかしながら、当面は事業基盤の整備を優先することが株主価値の最大化に資するとの考えから、その原資となる内部留保の充実を基本方針とし、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく所存であります。また、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

連結貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,801,238	流 動 負 債	366,200
現金及び預金	1,393,248	支払手形及び買掛金	37,941
受取手形及び売掛金	343,819	リ ー ス 債 務	980
繰延税金資産	28,948	未 払 金	62,968
そ の 他	46,604	未払法人税等	70,304
貸倒引当金	△11,383	前 受 収 益	108,769
固 定 資 産	453,747	賞 与 引 当 金	31,080
有形固定資産	85,176	そ の 他	54,154
建物及び構築物	43,186	固 定 負 債	3,811
工具、器具及び備品	171,918	リ ー ス 債 務	2,322
リース資産	11,953	そ の 他	1,488
減価償却累計額	△141,881		
無形固定資産	277,139	負 債 合 計	370,012
の れ ん	128,246	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	113,556	株 主 資 本	1,884,794
ソフトウェア仮勘定	34,185	資 本 金	419,931
そ の 他	1,151	資 本 剰 余 金	407,728
投資その他の資産	91,431	利 益 剰 余 金	1,057,636
投資有価証券	800	自 己 株 式	△502
敷金及び保証金	61,438	新 株 予 約 権	180
繰延税金資産	13,397		
そ の 他	15,795	純 資 産 合 計	1,884,974
資 産 合 計	2,254,986	負 債 純 資 産 合 計	2,254,986

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2018年3月1日から)
(2019年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,286,101
売 上 原 価		422,143
売 上 総 利 益		1,863,958
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,345,544
営 業 利 益		518,413
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13	
受 取 保 険 金	2,894	
そ の 他	181	3,089
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	502	
支 払 手 数 料	26,889	
そ の 他	18	27,410
経 常 利 益		494,091
特 別 利 益		
負 の の れ ん 発 生 益	4,512	4,512
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	20,459	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	10,962	31,421
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		467,182
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	138,016	
法 人 税 等 調 整 額	15,194	153,211
当 期 純 利 益		313,971
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		313,971

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から)
(2019年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
連結会計年度期首残高	418,293	406,090	743,665	△99	1,567,950
連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	1,638	1,638			3,276
自 己 株 式 の 取 得				△403	△403
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			313,971		313,971
株主資本以外の項目 の 連 結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)					
連結会計年度変動額合計	1,638	1,638	313,971	△403	316,844
連結会計年度末残高	419,931	407,728	1,057,636	△502	1,884,794

	新株予約権	純資産合計
連結会計年度期首残高	180	1,568,130
連結会計年度変動額		
新 株 の 発 行		3,276
自 己 株 式 の 取 得		△403
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		313,971
株主資本以外の項目 の 連 結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)	—	—
連結会計年度変動額合計	—	316,844
連結会計年度末残高	180	1,884,974

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2019年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,649,053	流 動 負 債	364,806
現金及び預金	1,253,814	買 掛 金	34,496
受 取 手 形	1,825	リ ー ス 債 務	980
売 掛 金	339,742	未 払 金	76,125
貯 蔵 品	5	未 払 費 用	19,448
未 収 入 金	823	未 払 法 人 税 等	70,125
前 払 費 用	42,941	預 り 金	3,118
繰 延 税 金 資 産	18,383	前 受 収 益	108,409
そ の 他	2,900	賞 与 引 当 金	27,972
貸 倒 引 当 金	△11,383	そ の 他	24,130
固 定 資 産	459,347	固 定 負 債	3,811
有 形 固 定 資 産	84,874	リ ー ス 債 務	2,322
建物及び構築物	43,186	そ の 他	1,488
工具、器具及び備品	167,361	負 債 合 計	368,618
リ ー ス 資 産	11,953	純 資 産 の 部	
減価償却累計額	△137,626	株 主 資 本	1,739,602
無 形 固 定 資 産	268,961	資 本 金	419,931
の れ ん	134,748	資 本 剰 余 金	407,728
ソフトウエア	98,875	資 本 準 備 金	394,931
ソフトウエア仮勘定	34,185	その他資本剰余金	12,797
そ の 他	1,151	利 益 剰 余 金	912,445
投資その他の資産	105,511	その他利益剰余金	912,445
投資有価証券	800	繰越利益剰余金	912,445
関係会社株式	16,086	自 己 株 式	△502
敷金及び保証金	61,438	新 株 予 約 権	180
繰 延 税 金 資 産	11,390	純 資 産 合 計	1,739,782
そ の 他	15,795	負 債 純 資 産 合 計	2,108,401
資 産 合 計	2,108,401		

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年3月1日から)
(2019年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		2,255,750
売 上 原 価		399,388
売 上 総 利 益		1,856,361
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,404,231
営 業 利 益		452,129
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
受 取 保 険 金	2,894	
そ の 他	97	3,004
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	502	
支 払 手 数 料	26,889	
そ の 他	18	27,410
経 常 利 益		427,723
特 別 利 益		
負 の の れ ん 発 生 益	4,512	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	40,783	45,296
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	16,617	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	10,962	27,579
税 引 前 当 期 純 利 益		445,439
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	127,169	
法 人 税 等 調 整 額	1,923	129,093
当 期 純 利 益		316,346

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から)
(2019年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
事業年度期首残高	418,293	393,293	12,797	406,090	596,098	596,098
事業年度変動額						
新株の発行	1,638	1,638	—	1,638		
自己株式の取得						
当期純利益					316,346	316,346
株主資本以外の 項目の事業年度 変動額(純額)						
事業年度変動額合計	1,638	1,638	—	1,638	316,346	316,346
事業年度末残高	419,931	394,931	12,797	407,728	912,445	912,445

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計		
事業年度期首残高	△99	1,420,383	180	1,420,563
事業年度変動額				
新株の発行		3,276		3,276
自己株式の取得	△403	△403		△403
当期純利益		316,346		316,346
株主資本以外の 項目の事業年度 変動額(純額)			—	—
事業年度変動額合計	△403	319,219	—	319,219
事業年度末残高	△502	1,739,602	180	1,739,782

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年4月10日

株式会社 P R T I M E S

取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	本 橋 隆 夫 ⑩
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	三 浦 貴 司 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社PR TIMESの2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社PR TIMES及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年4月10日

株式会社 P R T I M E S

取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 本 橋 隆 夫 ⑩

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 貴 司 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 P R T I M E S の2018年3月1日から2019年2月28日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月19日

株式会社 P R T I M E S 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 向 川 壽 人 ⑩

監 査 役（社外監査役） 田 中 紀 行 ⑩

監 査 役 羽 入 敏 祐 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	山 口 拓 己 (1974年1月12日生)	1996年4月 山一証券(株)入社 1997年4月 (株)ガルフネットコミュニケーション入社 1999年10月 デロイトトーマツコンサルティング(株)(現 アビームコンサルティング(株)) 入社 2006年3月 (株)ベクトル入社 2006年6月 同社取締役就任 2007年1月 当社取締役就任 2009年5月 当社代表取締役社長就任(現任) 2011年6月 (株)セカンドニュース代表取締役就任 (株)ストレートプレスネットワーク(現(株)マッシュメディア) 代表取締役就任(現任) 2016年10月 (株)P R リサーチ取締役就任	353,000株
2	三 島 映 拓 (1980年3月26日生)	2005年3月 (株)ベクトル入社 2007年8月 当社入社 2015年3月 当社執行役員サービス本部長就任 2017年5月 当社取締役経営企画本部長就任(現任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式株数
3	は せ がわ はじめ 長 谷 川 創 (1971年4月26日生)	1995年4月 郵政省入省 1997年3月 (株)ベクトル入社 2001年5月 (株)ベクトル取締役就任(現任) 2004年5月 (株)ベクトルスタンダード(現(株)アンティル) 代表取締役就任(現任) 2005年12月 (株)WOMCOM (現(株)シグナル) 取締役就任(現任) 2012年6月 Vector Group International Limited 董事就任(現任) 2014年8月 VR Projects Limited 董事就任(現任) 2014年10月 (株)ニューステクノロジー取締役就任 2017年5月 当社取締役就任(現任) 2017年5月 (株)メディコマ取締役就任(現任) 2017年8月 (株)OPENERS取締役就任(現任) 2017年10月 (株)ニューステクノロジー代表取締役就任(現任) 2017年10月 (株)LAUGH TECH取締役就任(現任)	一株
4	かま た かず ひこ 鎌 田 和 彦 (1965年11月8日生)	1988年4月 (株)リクルートコスモス(現(株)コスモスイニシア) 入社 1989年6月 (株)インテリジェンス(現 パーソルホールディングス(株)) 設立 取締役就任 1999年4月 同社代表取締役社長就任 2009年1月 (株)シーモン(現 アート・クラフト・サイエンス(株)) 取締役就任 2009年4月 (株)シーモン(現 アート・クラフト・サイエンス(株)) 代表取締役就任 2009年6月 (株)ペイロール社外取締役就任	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式株数
		2009年8月 (株)アイ・アム (現 (株)インターワ ークス) 社外取締役就任 2014年3月 (株)フルキャストホールディング ス社外取締役就任 2015年9月 (株)トラスト・テック社外取締役就 任 2015年12月 (株)オープンハウス取締役副社長 就任 (現任) 2016年12月 (株)オープンハウス・アーキテクト 取締役就任 (現任) 2018年5月 当社社外取締役就任 (現任)	
5	わ だ ゆき ひろ 和 田 千 弘 (1968年7月16日生)	1992年4月 (株)第一勧業銀行 (現 (株)みずほフ ィナンシャルグループ) 入社 1995年4月 大蔵省 (現 財務省) 派遣 2001年7月 マッキンゼー・アンド・カンパニ ー・インク東京オフィス入社 2005年2月 (株)アルペン取締役就任 2007年5月 アドバンテッジパートナーズ有 限責任事業組合 (現 (株)アドバン テッジ パートナーズ) ディレク ター就任 2009年1月 (株)東京スター銀行取締役就任 2011年11月 カート・サーモン・ユーエス・イ ンク日本法人代表兼マネージン グパートナー就任 2014年1月 (株)インターブランドジャパン代 表取締役社長CEO就任 2016年3月 (株)すかいらくホールディング ス取締役就任 (現任) 2016年10月 グーグル合同会社事業戦略部門 長就任 2018年2月 JapanTaxi(株) 代表取締役副社長 就任 日本交通(株)取締役就任 2018年5月 当社社外取締役就任 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鎌田和彦氏及び和田千弘氏は、社外取締役候補者であります。
3. 鎌田和彦氏及び和田千弘氏を社外取締役候補者とした理由は、他の会社において取締役として豊富な経営経験があり、インターネット及びビジネス全般における幅広い見識を有していることを考慮して、選任いたしました。

4. 鎌田和彦氏及び和田千弘氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。
5. 当社と社外取締役鎌田和彦氏及び和田千弘氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を既に締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
6. 当社は、鎌田和彦氏及び和田千弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 長谷川創氏の現在及び過去5年間における親会社及び親会社の子会社における地位及び担当は、「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」に記載のとおりであります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	むかい がわ とし ひと 向 川 壽 人 (1953年9月7日生)	1976年4月 東亜建設工業(株)入社 1981年4月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1985年9月 公認会計士登録 (株)ファーストコンサルティング設立 代表取締役就任（取締役現任） 1990年4月 向川公認会計士事務所設立（現任） 1993年4月 学校法人産業能率大学経営開発研究部 講師（現任） 2001年2月 エム・アール・エス広告調査(株)社外監査役就任（現任） 2001年6月 オリコン(株)社外監査役就任 2005年6月 (株)アドバンスト・メディア社外監査役就任（現任） 2005年7月 (株)スリー・ディー・マトリックス社外監査役就任（現任） 2014年5月 当社常勤社外監査役就任（現任）	一株
2	た なか のり ゆき 田 中 紀 行 (1977年8月29日生)	2004年4月 司法研修所入所 2005年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 外立総合法律事務所入所 2010年10月 港国際東京法律事務所入所（現 弁護士法人港国際法律事務所）入所 2010年12月 弁護士法人港国際グループ東京事務所（現 弁護士法人港国際法律事務所東京事務所）所長就任（現任） 2014年7月 当社社外監査役就任（現任） 2017年5月 (株)NewsTV社外監査役（現任） 2017年6月 GFA(株)社外監査役（現任） 2017年9月 GFA Capital(株)社外監査役（現任）	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 株 数
3	は にゅう とし ひろ 羽 入 敏 祐 (1968年2月26日生)	1992年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 1998年7月 ㈱ウィズ入社 2001年1月 ㈱ストラテジック・シナリオ設立 代表取締役就任 2005年1月 羽入敏祐公認会計士事務所開設 2005年6月 長野県行財政改革担当参事就任 2007年2月 ㈱ベクトル管理部長就任 2009年2月 当社取締役就任 2009年5月 ㈱ベクトル取締役就任 日之出監査法人(現ひので監査法人) 代表社員就任 2011年7月 同監査法人社員就任(現任) 2012年5月 当社取締役退任 2013年1月 ㈱旅キャピタル(現㈱エボラブルアジア) 監査役就任 2013年10月 ㈱建築設計事務所フリーダム(現フリーダムアーキテクツデザイン㈱) 取締役就任 2014年7月 当社監査役就任(現任) 2014年11月 日之出コンサルティング㈱代表取締役就任(現任) 2015年11月 RPAテクノロジーズ㈱社外取締役就任(現任) RPAホールディングス㈱社外取締役就任(現任) ㈱セグメント社外取締役就任(現任) 2016年1月 オープンアソシエイツ㈱社外取締役就任(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 向川壽人氏及び田中紀行氏は、社外監査役候補者であります。
3. 向川壽人氏及び田中紀行氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士または弁護士として幅広い経験・見識を有していることを考慮して、選任いたしました。上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 向川壽人氏及び田中紀行氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、向川壽人氏は5年、田中紀行氏は4年10ヶ月となります。
5. 当社と社外監査役向川壽人氏及び田中紀行氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を既に締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契

約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

6. 当社は、向川壽人氏及び田中紀行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
た お け い いち 田 尾 啓 一 (1951年2月25日生)	1973年4月 三井情報開発(株) 入社 1980年11月 等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 1995年6月 同法人代表社員 1997年1月 デロイトトーマツコンサルティング(株) (現 アビームコンサルティング(株)) 執行役員 2004年4月 立命館大学大学院教授 2015年3月 (株)フュージョンパートナー (現 (株)スカラ) 社外監査役 (現任) 2016年3月 (株)小田原エンジニアリング社外取締役 (現任)	一株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

2. 田尾啓一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 田尾啓一氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 田尾啓一氏が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

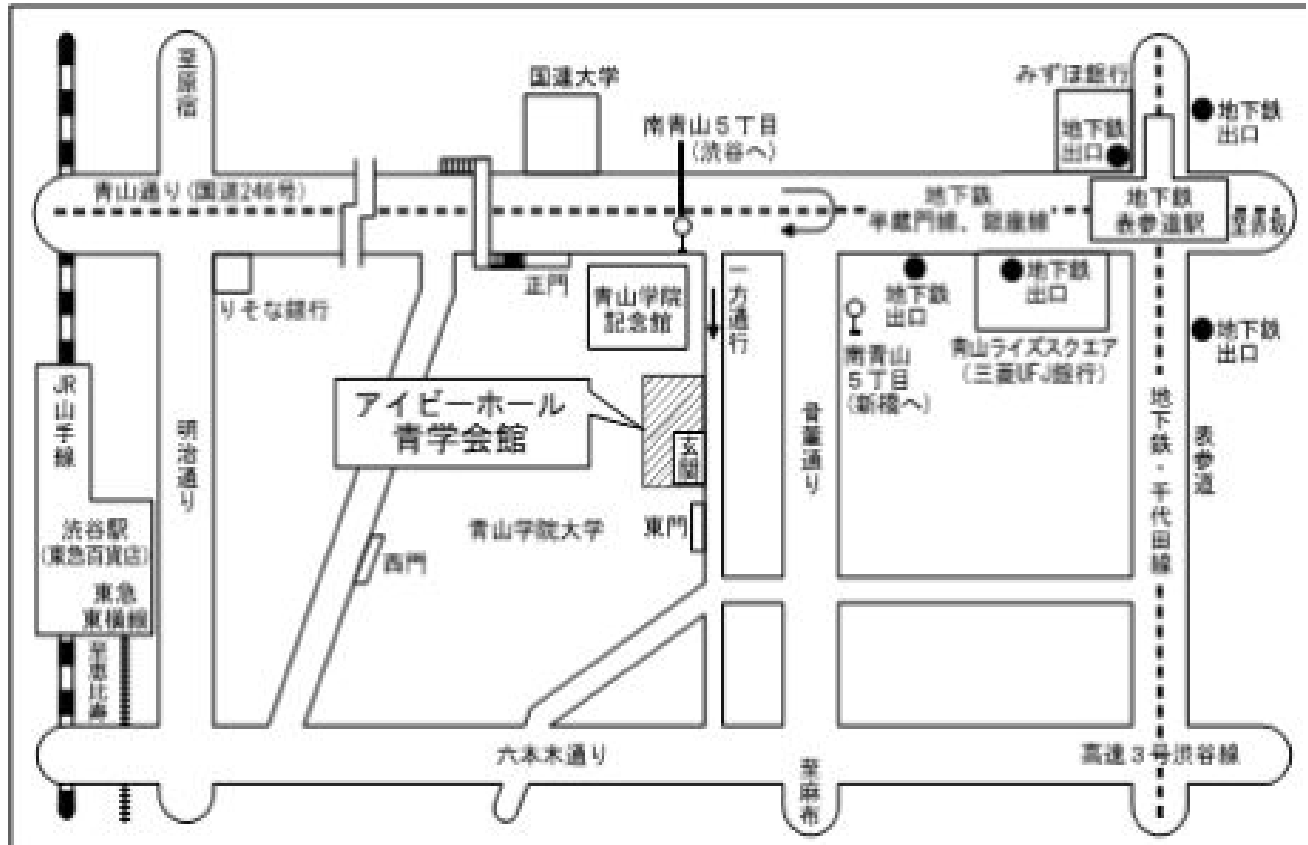
以 上

株主総会会場ご案内図

住所：東京都渋谷区渋谷4丁目4番25号

アイビーホール青学会館 グローリー館 2階 「ミルトス」

電話番号：03-3409-8181



交通 銀座線・半蔵門線・千代田線 表参道駅下車（B3出口より徒歩5分）